

かわさき高齢者とペットの問題研究会

代表 渡辺 昭代



今、日本は超高齢社会に向け歩みを進めています。人にも動物にも様々な問題が起きています。人とペットの問題の早期解決に向け何か手を打つことができないか、というところから立ち上がった会です。

〈連絡先〉 ☎090-7633-2468 (代表 渡辺) ✉aky.wtnb@gmail.com

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

この研究会は、かわさき犬・猫愛護ボランティア(川崎市条例第21号18条に規定)の有志とそれに興味を持つ人が、動物に関する生態、行動、人間社会での生活などを様々な視点から勉強することが始まりでした。

そんな中で高齢者が飼育不可能になったペットに関する相談が相次ぎ、今後の超高齢社会の中で手を打たねばならないことの必要性を強く感じ、高齢者とペット問題に特化して取り組むことになりました。特に独居高齢者とペットに対してどんな支援方法があるか、どうしたらペットに負担をかけずに暮らすことができるか。

「固有の財産」と見なされるペットを考えた時、やはり人と動物の望ましい関係をどのように両立させるかを勉強する必要があることに辿り着きました。



リーフレット問合せ先

✉info@pet-saigomade.com

ご希望の方は、住所、〒、電話番号、お名前(団体名)、部数、使用目的をメールでご連絡ください。送料は希望者の負担となります。

法律、人・動物の福祉問題等多くの知識を必要とするため、広い分野からメンバーが集まり認知症サポーターの資格なども取りながら、写真(左下)のような3連式リーフレットの作成をしました。これは自分がペットの飼育不可能になった場合にどうして欲しいかを記載しておくものです。

そこから、さらに人と動物に関わる両者が同じテーブルで互いの問題を共有することが必要なのではとの考えに至り、たまたまグループの1人が地域包括支援センター(以下、包括)のセンター長に声かけをしたことで、第1回目の行政、包括、ボランティアとの協働セミナーが開催されました。



第1回協働セミナーの様子

今後は飼い主の「万が一」に備え、飼い主・ペットの負担の軽減と両方の福祉・関係性を守りながら生活の質を高められるようなノウハウを広く社会に発信して行くため、さらに勉強を重ねていきたいと考えています。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成30年度

ボランティア活動保険

全国200万人加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ			
賠償責任	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料(1名あたり)

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ			350円	510円
	天災タイプ※ (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(S)JNK17-16970 2018.1.9作成